

◎景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成一六年六月一八日法律第一一一号)

一、提案理由 (平成一六年四月二七日・衆議院国土交通委員会)

○石原国務大臣 ただいま議題となりました景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、景観法の施行に伴い、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、都市開発資金の貸付けに関する法律その他の関係法律について必要な規定の整備を行うものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、都市計画法の改正により、都市計画の地域地区として、景観地区を規定することとしております。

第二に、建築基準法の改正により、景観地区等における建築物の規制に関する規定を整備するとともに、条例で景観重要建造物に対する規制の緩和を行うことができることとしております。

第三に、屋外広告物法の改正により、景観行政を行う市町村が屋外広告物に関する条例を制定することができることとすること、屋外広告物の許可対象区域を全国に拡大すること、簡易除却の対象となる屋外広告物等を追加すること、屋外広告業の登録制度を創設すること等の措置を講じることとしております。

第四に、都市開発資金の貸付けに関する法律の改正により、都市開発資金による無利子貸し付けの貸付対象の拡大を行うこととしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

…………… (略) ……………

以上が、景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案を提案する理由です。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告 (平成一六年五月一四日)

○赤羽一嘉君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本案は、景観法の施行に伴い、関係法律の規定の整備を行うものであります。

その主な内容は、

第一に、都市計画法の改正により、景観地区を創設すること、

第二に、建築基準法の改正により、景観地区における建築物の規制等に関する規定を整備すること、

第三に、屋外広告物法の改正により、屋外広告業の登録制度を創設することなどであります。

……………（略）……………

三法律案は、去る四月二十日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同月二十七日石原国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。同月二十八日、質疑に先立ち、京都市における景観形成の取り組み事例を視察し、五月十一日質疑に入り、同日参考人からの意見聴取を行い、本日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、景観法案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案については全会一致をもって、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案については賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、三法律案に対し、景観法の基本理念の啓発普及や地方公共団体に対するソフト面及び財政上の支援の充実に努めることなど、九項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一六年五月一四日）

（都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平一六法一〇九）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院国土交通委員長報告（平成一六年六月一日）

○興石東君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、景観法の施行に伴い、景観地区等における建築物の規制に関する規定の整備、条例で屋外広告物の表示等に係る制限区域の拡大、簡易除却の対象となる屋外広告物等の追加、屋外広告業の登録制度の創設等関係法律の規定の整備等を行おうとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、景観法制における条例の位置付け、景観形成事業推進費の活用の在り方、無電柱化の推進に向けた具体的方策、屋外広告物規制の現状とその在り方、農地を含む緑の保全施策の必要性等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し大沢委員より景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、景観法案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案は全会一致をもって、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一六年六月一〇日）

（都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平一六法一〇九）の附帯決議と一括して掲載）